

行 政 法 (50 点)

人口減少によって小学校の規模が過小になったことから、Y市教育委員会は小学校適正配置実施計画を作成し、そこに市立P小学校と市立Q小学校とを統合することが記載されていた。これを受けてY市の議会はY市立小学校設置条例の別表からQ小学校を削る旨を定める条例（以下「本件条例」という）の制定を議決し、施行日を2年後の4月1日とした。Q小学校に子A（本件条例制定時、2年生）を通わせているXは、同校の廃止を阻止したいと考えている。以下の2つの【事案】で、Xがどのような訴訟を提起すべきか、またその訴訟要件を充足するか、それぞれ論じなさい。

【事案1】

Y市にはP小学校とQ小学校の2つの小学校しかなく、両校の間は約15km離れている。Aの居住地からP小学校までを結ぶ公共交通機関は1日3往復のバスしかなく、山間地域のため自転車通学も困難である。Y市の財政事情が悪いため、Y市が通学バスを走らせる予定もない。

【事案2】

P小学校とQ小学校の間は300mしか離れておらず、Aの居住地からP小学校までは徒歩で容易に通学可能ではある。しかし、Y市はこれまで学校ごとに特色のある教育を行う政策をとっており、Q小学校は以前から少人数教育をうたっていた。その教育方針に共鳴したXは、学校教育法施行規則32条1項に基づく意見聴取の際に、AのQ小学校への通学を希望し、Y市はこれを踏まえてQ小学校へのAの就学を指定して、Xに通知していた。

【参照条文】（貸与する六法に掲載されている以外のもの）

○学校教育法施行令（抄）

（入学期日等の通知、学校の指定）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。））で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

3 （略）

○学校教育法施行規則（抄）

第32条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第8条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。